

## 政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により次のとおり公表する。

令和元年 5 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

富山県埋蔵文化財センター 国営・県営農地整備事業予定地（富山市下条地区）の試掘調査

#### (2) 役務の内容

富山市下条地区の試掘調査  
・ 試掘面積 約 4.3ha

#### (3) 役務の提供を受ける期間

令和元年 6 月 10 日 から 令和元年 6 月 28 日（実働 10 日間以内）

### 2 契約の相手方の選定の基準

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。
- ・ 富山県内に所在すること。

### 3 契約の相手方の決定方法

(1) 見積り競争を行い、予算の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合（役務を提供できる施設が 1 施設のみであった場合も含む）は、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

### 4 その他

